

# (仮称) 小山市都市づくりのマスタープラン策定業務委託 特記仕様書

## 1. 適用範囲

本仕様書は、「(仮称) 小山市都市づくりのマスタープラン策定業務委託」に適用する。

## 2. 業務の目的

小山市は、農業・商工業のバランスが良く、新幹線も止まる駅でありながら、市街地の周辺に農地や平地林などの田園環境が広がっており、市内中心部を流れる思川は、ラムサール条約湿地「渡良瀬遊水地」へとつながっている。渡良瀬遊水地は、絶滅危惧種を含む貴重な動植物が生息する雄大な自然の宝庫であり、遊水地内に生息する国の特別天然記念物「コウノトリ」のペアからひなも誕生している状況である。この様に、小山市の魅力は、コウノトリによって選ばれた素晴らしい自然に囲まれて、ゆとりある生活を送ることができる首都圏でも有数の田園環境都市であると考えている。

この田園環境都市こそが国連の掲げるSDGs（持続可能な開発目標）の目指す持続可能な社会の一つのモデルあり、小山市が有する魅力ある環境資源を将来にわたって保全し未来につないでいくために、「第8次小山市総合計画」では「市民との対話と連携・協働による『田園環境都市 小山』を未来につなぐ持続可能なまちづくり」の基本理念に沿った施策や主要事業をSDGsの推進と一体として取り組むこととしている。

この「田園環境都市 小山」の実現に向け、都市と緑を一体的に捉え、将来都市像を描き、共通した施策を展開していく必要があるため、ともに改定時期を迎えている「都市計画マスタープラン」と「緑の基本計画」を一本化し、「(仮称) 小山市都市づくりのマスタープラン」として策定することを目的とする。

## 3. 業務期間

契約締結日から令和5年3月17日までの2か年度とする。

## 4. 業務内容

【令和3年度】

### (1) 小山市の特性と概況の整理

業務実施にあたっての作業計画、工程計画を作成するとともに、本市における自然風土や歴史、人口・産業等を整理するとともに、土地利用状況や公園・緑地の整備状況、建築物立地状況、都市施設整備状況、市街地整備状況などの都市の状況について、栃木県内および周辺都市等との比較を行い、整理する。

## (2) 上位計画や関連計画の整理

「第8次小山市総合計画」や、「小山栃木都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」などの上位計画を整理するとともに、「小山市立地適正化計画」や「小山市総合都市交通計画」、今後見直しを予定している「生物多様性おやま行動計画」のほか交通・環境・景観・防災などの各種関連計画との整合を図る。

## (3) 現行計画の検証

現行計画に掲げられた将来像や基本方針と、現在までに行われた各種の施策・取組等を照らし合わせ、まちづくりの進捗状況及び公園・緑地の整備状況等について検証を行う。

## (4) 市民意向調査

現行のまちづくりや公園・緑地等に対する評価、将来のまちづくりに向けた意向・考えについて把握するため、既存アンケート等の整理・分析をした上で、アンケート調査方式による市民意向調査を実施し、調査結果報告書としてとりまとめる。

なお、アンケート調査の対象者は市内に居住する18歳以上の市民2,400人とし、委託者は対象者の抽出、宛名ラベルの作成及び発送用封筒の準備を行い、受託者は調査票の作成及び返信用封筒の作成を行う。発送・回収に要する郵送費用等は、委託費に含むものとする。

## (5) 策定に向けた課題の整理・分析及び公表

上記事項を踏まえ、本市における将来のまちづくりの方向性を想定しながら、今後のまちづくりの課題を抽出するとともに、(仮称)小山市都市づくりのマスタープラン(以下、「本計画」という。)の方向性について整理・分析を行う。また、その結果を市民に向けて公表を行う。

## 【令和4年度】

### (1) 基本方針の設定

令和3年度までの業務を踏まえ、今後20年先の将来を見据えた基本理念、将来像、基本方針、将来都市構造等の本計画の基礎となる方針を示す。

### (2) 全体構想・緑地の配置方針の作成

本計画の全体構想の作成にあたっては、基本方針を踏まえ、土地利用や交通、環境、景観、防災、その他都市施設など各分野の方針を検討し、庁内会議等の意見を踏まえながら適宜修正・充実を図る。

また、緑地の配置方針の作成にあたっては、基本方針を踏まえ、本市の将来人口の見通し、将来市街地の見通し、地域特性、及び生物多様性の観点等も考慮して、「緑地の保全及び緑化の目標」を定める。この目標に向けた緑地の配置および総合的な緑の配置ネットワーク計画を検討し、本市における緑に関する総合的かつ一体的な配置方針を定める。

### (3) 実現化方策の検討・立案

全体構想や緑地の配置方針を踏まえた、本市における具体的な実現化方策を検討する。本計画の実現に向けて、市民・事業者・行政の協働によるまちづくりの推進の考え方や本計画の進行管理、見直しの考え方等を整理する。

### (4) 「(仮称)小山市都市づくりのマスタープラン」の策定

全体構想及び緑地の配置方針等について、庁内会議等の意見を踏まえながら適宜修正し、「(仮称)小山市都市づくりのマスタープラン」としてとりまとめる。

### (5) 市民意向の反映

市民意向の把握にあたっては、市内各地で懇談会(市内4カ所 各2回の計8回程度)を実施する。受託者は、各会の資料作成、会議への出席、議事録要旨の作成及び提案された意見等の取りまとめ等を行い、本計画に市民意向を反映させるものとする。

また、本計画を広く市民に周知し、市民意見を聴取するために実施するパブリックコメントについて、市民意見の分類及び回答案の作成などの支援を行う。

## 【各年度共通】

### (1) 会議等開催支援

本計画の策定にあたり、委託者が組織した(仮称)庁内会議について、会議資料の作成、会議への出席、必要に応じた説明及び議事録要旨の作成等の運営支援を行う。なお、庁内会議は関係部署の職員を想定する。

### (2) 都市計画審議会・都市整備委員会・緑化審議会の開催支援

本計画の策定にあたっては、策定内容、計画素案等についての意見や審議をしてもらうため、都市計画審議会、都市整備委員会および緑化審議会を開催する。受託者は、各会の資料作成、会議への出席及び議事録要旨の取りまとめ等を行うものとする。

### (3) 業務報告書の作成

各年度の業務内容や会議等に使用した資料、打合せ協議録等をとりまとめた業務報告書を作成する。

### (4) 打合せ協議

(仮称)小山市都市づくりのマスタープラン策定業務委託を適正かつ円滑に遂行するための打合せ協議を適宜実施する。

### (5) その他

本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議して定める。

## 5. 成果品

### 【令和3年度】

- ・業務報告書
- ・市民意向調査結果報告書
- ・中間報告書

### 【令和4年度】

- ・業務報告書
- ・（仮称）小山市都市づくりのマスタープラン本編（A4版）500部
- ・（仮称）小山市都市づくりのマスタープラン概要版（A4版）500部
- ・電子データ一式およびその他指示するもの